

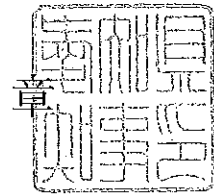
# 産業廃棄物処分業許可証

住 所 大府市月見町四丁目38番地

氏 名 インセント 株式会社  
代表取締役 森下 勝己 様  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の二第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大 村 秀



許可の年月日 平成26年11月18日  
許可の有効年月日 平成31年 5月17日

## 1 事業の範囲

### (1) 事業の区分

中間処分(焼却、破碎、破碎選別)、埋立処分

### (2) 産業廃棄物の種類

#### ア 焼却

紙くず、木くず、繊維くず

以上 3品目(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

#### イ 破碎

廃プラスチック類(自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 6品目(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

#### ウ 破碎選別

廃プラスチック類(自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(自動車等破碎物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)

複写厳禁  
インセント(株)

以上 7品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 埋立処分

廃プラスチック類 (自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、ゴムくず、金属くず (自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、及び陶磁器くず (自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、鋳さい (石綿含有産業廃棄物等溶融処理生成物に限る。水銀含有ばいじん等を除く。)、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)

以上 6品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 焼却施設

ア 設置場所

知多郡東浦町大字森岡字蓮池4番2

イ 設置年月日

平成2年5月1日

ウ 処理能力

紙くず 13.3t/日 (1.66t/時間)

木くず 40t/日 (5t/時間)

繊維くず 13.3t/日 (1.66t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

平成21年3月19日

20尾知環第327-4号

(2) 破砕施設

ア 設置場所

知多郡東浦町大字森岡字上源吾36番71

イ 設置年月日

昭和60年11月8日

ウ 処理能力

ガラスくず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、及び陶磁器くず (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)

70.4t/日 (8.8t/時間)

がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)

100t/日 (12.5t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

平成24年7月2日

24尾知環第322-2号

(3) 破砕施設

複写厳禁  
インセント(株)

ア 設置場所

大府市吉田町正右エ門新田 4 1 番 5 8

イ 設置年月日

昭和 6 2 年 5 月 2 0 日

ウ 処理能力

がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。) 680m<sup>3</sup>/日 (85m<sup>3</sup>/時間)  
(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

平成 2 1 年 3 月 1 9 日 2 0 尾知環第 3 2 7 - 6 号

(4) 破碎施設

ア 設置場所

知多郡東浦町大字藤江字南栄町 1 番 2 8

イ 設置年月日

平成 1 4 年 1 2 月 1 日

ウ 処理能力

木くず 160t/日 (20t/時間)

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、  
紙くず、木くず、繊維くず

77.6t/日 (9.7t/時間)

ガラスくず・コンクリートくず (工作物の  
新築、改築又は除去に伴って生じたものを除  
く。) 及び陶磁器くず (自動車等破碎物及び  
石綿含有産業廃棄物を除く。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

平成 2 1 年 3 月 1 9 日 2 0 尾知環第 3 2 7 - 7 号

(5) 破碎選別施設 ( (2) 破碎施設と同施設)

ア 設置場所

知多郡東浦町大字森岡字上源吾 3 6 番 7 1

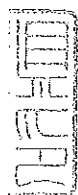
イ 設置年月日

昭和 6 0 年 1 1 月 8 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、  
紙くず、木くず、繊維くず、金属くず (自動車等破碎物を除く。)、ガラス  
くず・コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたもの

複写厳禁  
28.8t/日 (3.6t/時間)  
インセント (株)



許可番号第 02340148658 号

を除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)

149.18t/日(18.6475t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

平成24年7月2日

24尾知環第322-2号

(6) 破砕選別施設( (4) 破砕施設と同施設)

ア 設置場所

知多郡東浦町大字藤江字南栄町1番28

イ 設置年月日

平成14年12月1日

ウ 処理能力

木くず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)

160t/日(20t/時間)

廃プラスチック類(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)

77.6t/日(9.7t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

平成21年3月19日

20尾知環第327-7号

(7) 埋立施設(安定型)

ア 設置場所

半田市州の崎町2番176

イ 設置年月日

平成10年11月4日

ウ 埋立地の面積

48,833.70m<sup>2</sup>(全体面積 52,676.84m<sup>2</sup>)

エ 埋立容量

243,018m<sup>3</sup>

オ 埋立処分する産業廃棄物

廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。)、鉋さい(石綿含有産業廃棄物等溶融処理生成物に限る。水銀含有ばいじん等を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む。)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

複写厳禁  
インセント(株)

カ 許可年月日及び許可番号

平成26年5月26日

24循環第49-2号

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年 5月18日 新規許可

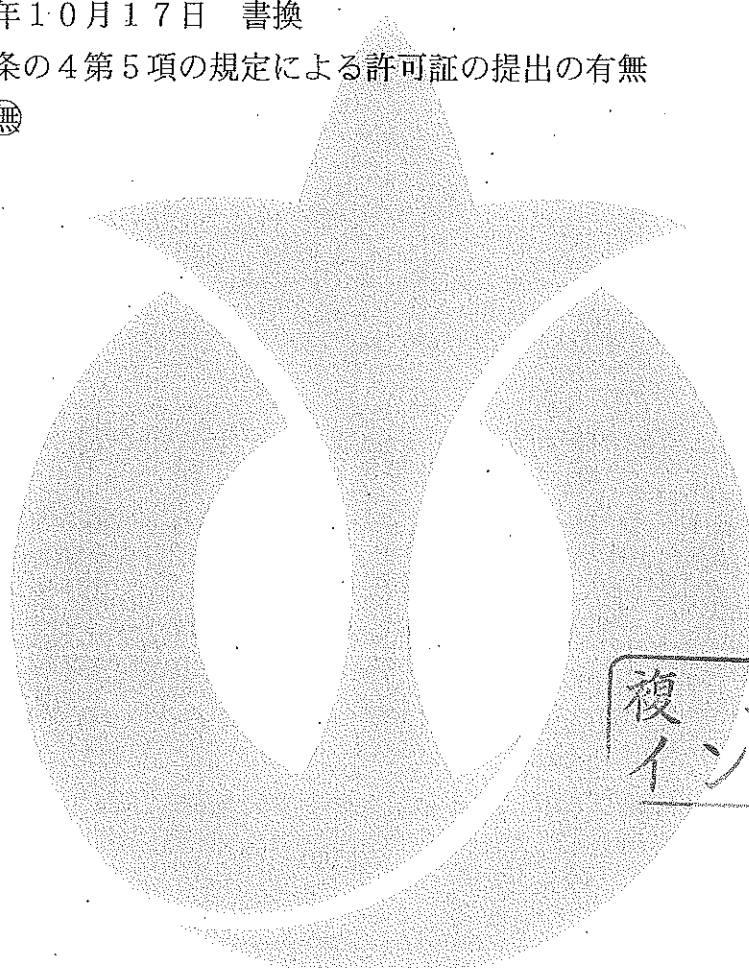
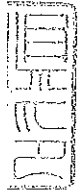
平成26年 9月29日 更新許可

平成26年11月18日 変更許可

平成29年10月17日 書換

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・  無



複写厳禁  
インセント(株)